

第1章 関連する計画・施策

1. 市の上位・関連計画

(1) 第2次かすみがうら市総合計画（後期基本計画）

- ・計画期間 令和4年（2022年）度～令和8年（2026年）度
- ・将来都市像 きらり輝く ^{みず}湖と山 ^{みどり}笑顔と活気のふれあい都市
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 ^{さと}かすみがうら～
- ・将来人口フレーム 令和8年の目標とする将来人口 39,314人

《まちづくりの基本理念》

1. 豊かな自然と地域産業が共存するまち
2. 日々の暮らしを守る快適で安全なまち
3. とともに支え成長する人財あふれる安心なまち

《まちづくりの基本目標》

1. 自然の恵みを享受できるまちづくり
2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり
3. 安全で快適に暮らせるまちづくり
4. 健康で思いやりをもって暮らせるまちづくり
5. 未来を担う若者を育むまちづくり
6. 豊かな学びと創造のまちづくり
7. みんなでつくる連携と協働のまちづくり

《後期基本計画の基本方針および戦略 等》

基本方針1：後期基本計画戦略プロジェクトの推進

- 戦略1 湖山と文化の“お宝”活用プロジェクト
- 戦略2 安心安全で豊かな“暮らし”創造プロジェクト
- 戦略3 人財あふれる“地域力”育成プロジェクト

基本方針2：多様化社会に対応した行政サービスの向上

- ・行政サービスのイノベーション
- ・自治体DXの推進
- ・SDGsへの貢献

基本方針3：持続可能で効率的な開かれた行政運営

- ・持続可能な自治体への実現
- ・行政運営の見える化
- ・施策の効率的な推進

(2) かすみがうら市公共施設等マネジメント計画（第2期基本計画）

- ・取組期間 平成27年（2015年）度～令和26年（2044年）度
- ・計画期間 第2期／令和7年（2025年）度～令和16年（2034年）度
- ・基本理念 「まちの魅力」や「市民生活の質」が高まる施設へ

《基本方針》

①公共施設に関する基本方針

基本方針1：将来の人口規模と財政の見通しに応じた公共施設総量の適正化

- ・将来の人口減少、少子高齢化および更新等費用に充当可能な財政見通しを踏まえ、公共施設総量の適正化を図ります。
- ・施設用地を借上げている施設は、統廃合等を検討し、原則として借地の解消を図ります。
- ・原則として新規整備は行わないものとし、新規整備を行う必要がある場合は、既存施設の統廃合等を検討し、施設総量の適正化を図ります。

基本方針2：市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化による公共サービスの向上

- ・施設の大規模改修の時期や更新の時期において、市民ニーズを踏まえた施設の集約化・複合化等を検討し、公共サービスの維持・向上を図ります。

基本方針3：施設の安全性・機能性の確保と長寿命化

- ・予防保全型の維持管理への転換等により、施設の安全性と機能性を確保するとともに、長寿命化による更新等費用の縮減・平準化を図ります。

②インフラに関する基本方針

基本方針1：予防保全型維持管理への転換等によるインフラの長寿命化

- ・インフラは、市民の生活を支える社会基盤となる施設であり、現時点では総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理への転換等により長寿命化を進め、更新等費用の縮減・平準化を図り、持続可能な維持管理に取り組みます。

《目標の設定》

① 公共施設

公共施設の保有量（延床面積）を今後30年間で約45%縮減、計画期間（10年間）内においては、適正配置を推進することで約10%縮減を目標とします。

② インフラ

計画的かつ予防的な修繕へと転換し、維持更新費用の縮減を図り、持続可能な施設管理を目指します。

(4) かすみがうら市都市計画マスタープラン

・計画期間 令和3年(2021年)～令和22年(2040年)

・都市づくりの理念

快適で安全な暮らしの環境を活かした“活気”ある都市づくりを目指す
豊かな自然と地域資源を活かしたゆとりある“共生”の都市づくりを目指す
地域特性と人財を活かしたふれあいある“協働”の都市づくりを目指す

・都市づくりの役割

地域特性を活かした持続可能な都市を実現する
まちなかの“活気”と自然との“共生”によるライフスタイルが選択できる“協働”の都市づくり

《将来都市構造》

- 地域の特性を共有する地域のまとまりとしてのゾーンと、地域資源や都市施設が集積する拠点およびゾーンを連携する交流軸によって構成
- ゾーンについては、市街地形成ゾーン、田園都市ゾーン、水辺交流ゾーン、森林環境共生ゾーンの4つのゾーンを設定
- 拠点については、市街地形成ゾーンの中心核となる中心拠点、田園都市ゾーンの核となる2つの地域拠点、水と緑を活かした環境保全・交流拠点、地域振興に資する新産業導入拠点を設定
- 交流軸については、地域交流軸、広域交流軸、広域的ネットワーク形成軸、生活交流軸を設定

《将来人口》

人口減少社会においても、市街地の人口密度の維持を目標とする

指標	目標値(令和22年)
目標人口 (市全体)	35,484人
市街地の 目標人口密度	37人/ha

《地域別構想》

市街地地区のまちづくり

中心市街地のポテンシャルを活かしたにぎわいのあるまちづくり

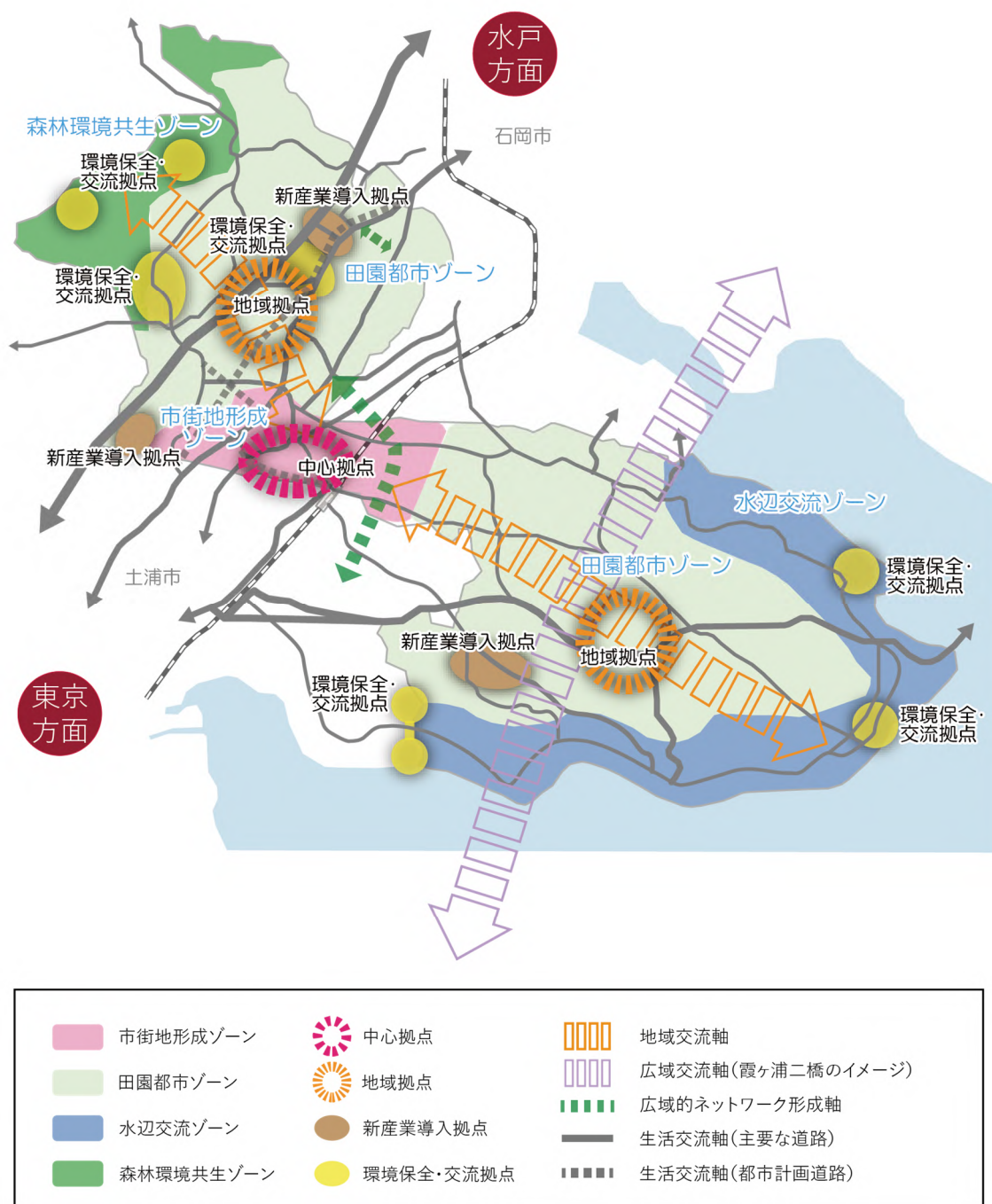
千代田地区のまちづくり

ゆとりある暮らしを営み、都市と自然が調和した活力のあるまちづくり

霞ヶ浦地区のまちづくり

霞ヶ浦の水辺や歴史と共生したゆとりある生活と交流のあるまちづくり

■かすみがうら市都市計画マスタープラン 将来都市構造図（令和7年2月見直し）



（５）かすみがうら市地域公共交通計画

・計画期間 令和３年（2021年）度～令和８年（2026年）度

・本市が目指すべき将来像

- JR 神立駅周辺を中心とした拠点的土地利用の推進に合わせ、市内各所を結ぶ公共交通体系の構築
- 市民の移動ニーズと高齢化や環境に配慮した、効率的で利便性が高く、安全で持続可能な交通システムの構築
- 既存交通や新技術の活用など、創意工夫を総合的かつ効率的に推進するための体制づくり

《公共交通の活性化および再生に向けた取組みの方向性》

既存の公共交通の維持とともに新たな交通のあり方について工夫し、

「市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網」

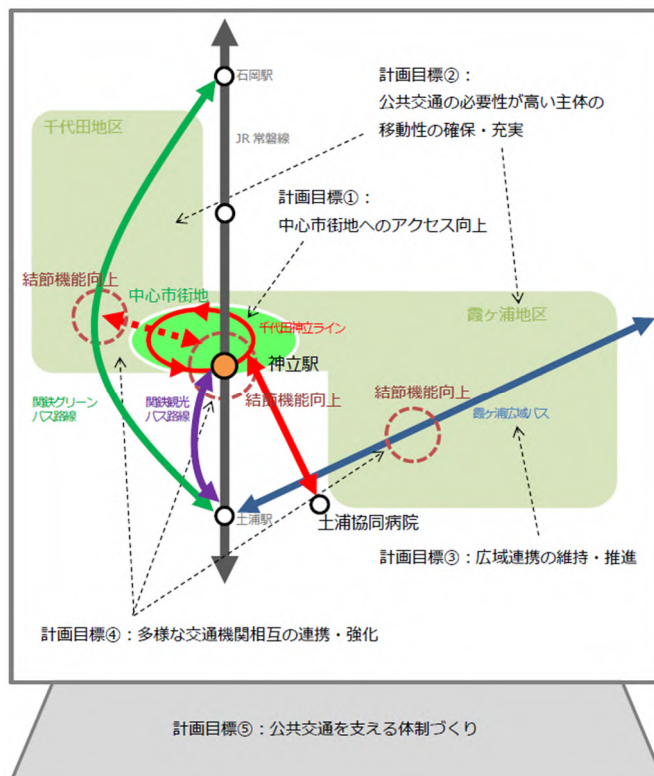
「鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化」

が両立する公共交通体系の構築

《計画目標》

- ① 中心市街地へのアクセス向上
- ② 公共交通の必要性が高い主体の移動性の確保・充実
- ③ 広域連携の維持・推進
- ④ 多様な交通機関相互の連携・強化
- ⑤ 公共交通を支える体制づくり

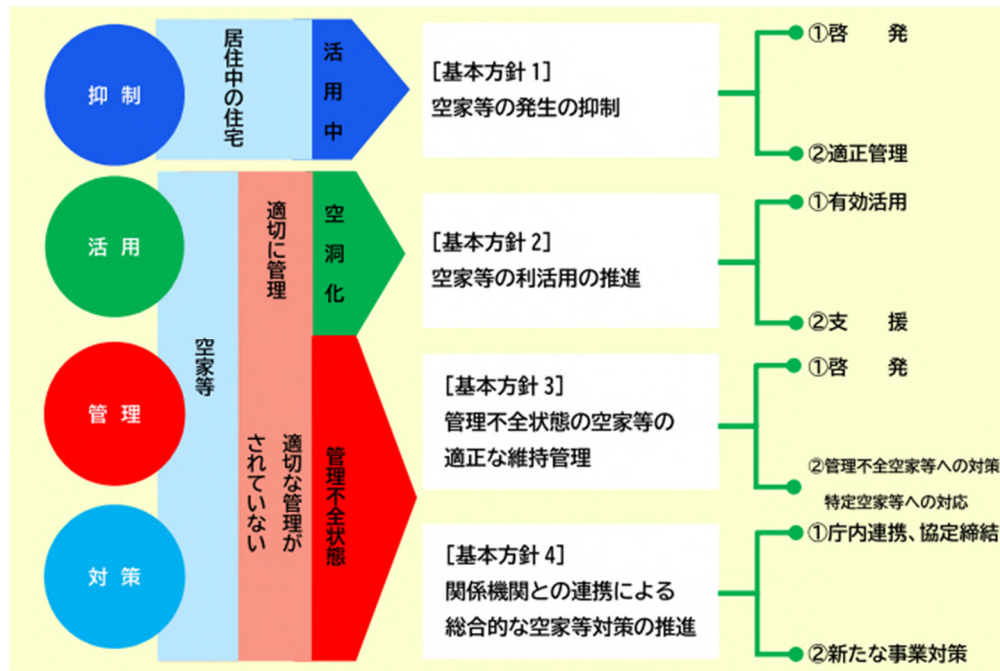
《各計画目標のイメージ》



（６）第２期かすみがうら市空家等対策計画

- ・計画期間 令和６年（２０２４年）度～令和１０年（２０２８年）度
- ・基本方針
 - １ 空家等の発生の抑制
 - ２ 空家等の利活用の推進
 - ３ 管理不全状態の空家等の適正な維持管理
 - ４ 関係機関との連携による総合的な空家等対策の推進

＜＜基本的な方針図＞＞



＜＜空家等対策に係る取組み＞＞

- Ⅰ 空家等の発生の抑制
 - (1) 市民意識の醸成と啓発
 - (2) 住宅の適正管理
- Ⅱ 空家等の利活用の推進
 - (1) 空家等の有効活用
 - (2) 移住・定住促進のための支援
- Ⅲ 管理不全状態の空家等の適正な維持管理
 - (1) 空家等の所有者等に対する啓発
 - (2) 管理不全空家等への対応
 - (3) 特定空家等への対応
- Ⅳ 関係機関との連携による総合的な空家等対策の推進
 - (1) 住民等からの空家等に関する相談の対応
 - (2) 新たな補助制度の創設
 - (3) 空家等対策の実施体制
 - (4) その他空家等の対策に関し必要な事項

(7) 都市再生整備計画：かすみがうら市中心市街地地区

・計画期間 令和3年(2021年)度～令和7年(2025年)度

本市では、少子高齢化や人口減少社会などの課題に対応した持続可能な都市づくりを目指し、地域の特性に応じた生産性の高いコンパクトな都市構造への再編を図るため、都市構造再編集中支援事業を活用して事業を実施します。

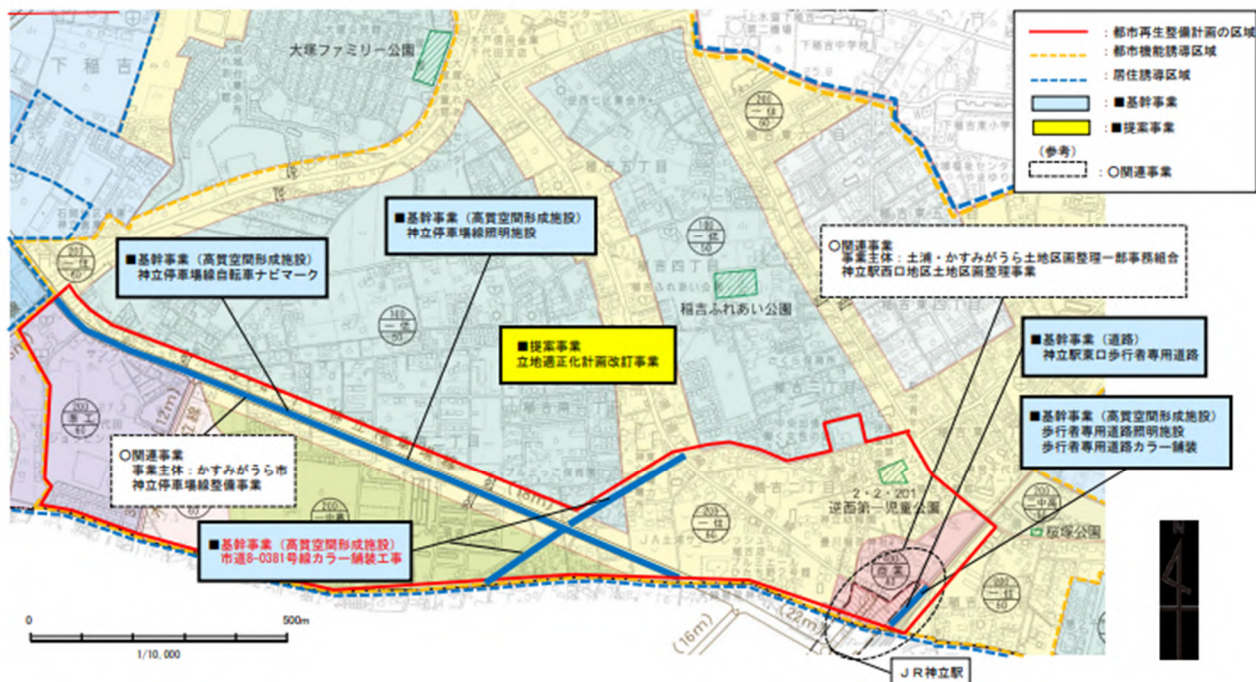
《地区概要》

神立駅周辺の中心市街地地区は、千代田地区と霞ヶ浦地区の接点に位置し、市の中心的な商業地を形成していますが、人口減少に伴う都市の活力がやや低下している状況であり、神立駅西口地区の土地区画整理事業などの社会インフラ整備に併せて、商業の活性化や良好な住環境の整備などの活力ある安全なまちづくりを進めることや交流拠点としてふさわしい整備が求められています。

《事業概要》

神立駅周辺の利便性向上および快適な歩行空間の形成並びに自転車安全性の確保など、広域拠点にふさわしい都市環境の整備により中心市街地のにぎわいの再生を図り、持続可能な都市の実現に向けた拠点発展型の都市構造を構築します。

《区域図と関連事業》



2. 茨城県・周辺都市の上位・関連計画

(1) 第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～

- ・計画期間 令和4年(2022年)度～令和7年(2025年)度
- ・基本理念 活力があり、県民が日本一幸せな県
- ・計画推進の基本方針
 - 1 県民幸福度 No.1 への挑戦
 - 2 県民とともに挑戦する「新しい茨城」づくり
 - 3 未来を展望した政策展開
 - 4 戦略的な行財政運営
 - 5 目標実現に向けた政策の効果検証・改善の徹底
- ・基本計画4つのチャレンジ
 - I 新しい豊かさ II 新しい安心安全
 - III 新しい人財育成 IV 新しい夢・希望
- ・かすみがうら市の地域区分 県南地域

《茨城の将来像》

強い“産業”

- 強みの磨き上げ・競争力の強化と、未来を切り拓く発展
- 茨城ブランドの確立と、世界における茨城の存在感の高まり

夢・希望にあふれる“人”

- グローバル社会で活躍する“茨城そだち”の人財
- 郷土に愛着と誇りを持ち、住民自治を実践する人財
- ダイバーシティ社会の形成

豊かな“暮らし”

- 地域社会と革新的技術で支える安心安全な暮らし
- 絆の育みと、持続可能で温かく充実した暮らし

《県土を支える社会資本（インフラストラクチャー）》

道路・鉄道・公共交通機関等

- 広域交流と地域間連携を支えるネットワークの構築
- 三大都市圏等とのアクセス性向上と、県内への波及

港湾・空港

- 産業を支え国内外と夢をつなぐ首都圏のニューゲートウェイ

暮らしを支える社会資本

- 県民の命と財産を守る社会資本の整備・長寿命化

《県南地域：目指す将来像》

東京圏との近接性や広域交通ネットワークを活かし、活力のある産業と豊かな自然が共生する潤いのある生活環境が実現され、定住の促進が図られています。また、豊かな自然環境や日本を代表するサイクリング環境といった魅力的な地域資源や観光資源を活かし、更なる交流人口の拡大が図られています。

さらに、つくばの科学技術シーズが世界中のヒト・モノ・カネと結び付いて事業化し成長する仕掛けとして機能するエコシステムが形成されています。

加えて、農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入による大幅な省力化によって経営規模の拡大が図られ、加工・流通事業者等とのマッチングによる販路の拡大が進むとともに、企業や女性・高齢者などの多様な担い手による農林水産業が展開されています。

(2) 土浦・阿見都市計画区域マスタープラン

- ・告示日 令和3年(2021年)9月2日
- ・名称 土浦・阿見都市計画区域
- ・範囲 土浦市および阿見町の全域、かすみがうら市の一部

《都市づくりの基本理念》

- 常磐線メトロフロントゾーンとして、東京圏との近接性をいかし、鉄道や高速道路によるネットワークの強化を図りながら、自然と都市が調和した魅力的な生活環境の形成を目指す。
- 福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- 東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとする過去の経験を教訓とし、活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

《地域ごとの市街地像》 ※関連部分を抜粋

神立市街地地域

本区域の北の玄関口である神立駅周辺は、にぎわいと魅力のある都市拠点の形成を目指して、市街地開発事業や道路など都市施設の整備等を進めるとともに、商業・業務など都市機能の集積を進める。

また、土浦・千代田工業団地などの既に工業機能が集積する地区については、周辺の環境との調和を図りつつ、良好な生産環境の維持・向上を図る。

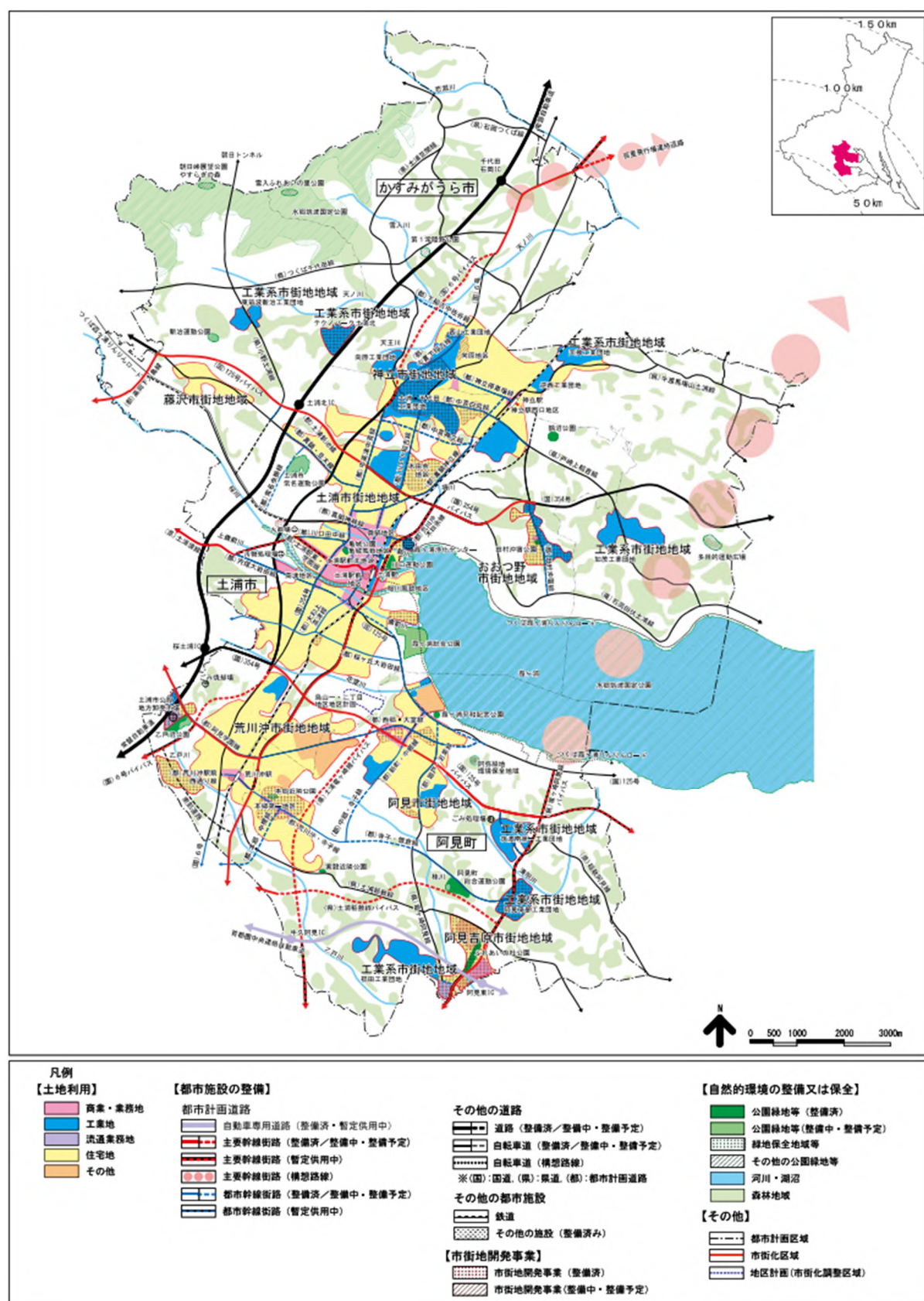
その他の地区においては、既存の道路網を活用しながら下水道など適正な都市施設の整備・充実を図り、居住環境の向上に努める。

工業系市街地地域

土浦市のテクノパーク土浦北、東筑波新治工業団地、阿見町の筑波南第一工業団地、福田工業団地、阿見東部工業団地については、筑波研究学園都市、常磐自動車道、首都圏中央連絡自動車道などの交通基盤をいかし、周辺の自然環境や居住環境との調和を図りつつ、先端技術産業等の集積を図る。

また、かすみがうら市の加茂工業団地については、道路や下水道などの都市施設整備を推進し、良好な生産環境の維持・向上を図る。

■土浦・阿見都市計画区域マスタープラン 附図



(3) 土浦市立地適正化計画

- ・計画期間 令和6年(2024年)度～令和15年(2033年)度
- ・神立駅周辺地区の位置付け：都市拠点(副都心)

《都市機能誘導区域および居住誘導区域》

右図

《神立駅都市機能誘導区域の誘導施設》

- 支所
- 地域包括支援センター
- 大規模小売店舗
- 一般病院
- 銀行、信用金庫

